

淑徳大学 地域連携 センター

年報 Vol.1

2017年

CONTENTS

巻頭言

平成28年度地域連携センター年報の発刊に寄せて
…………… 淑徳大学地域連携センター長 磯岡 哲也

論文

I. 論文

1. 公共施設マネジメントの現状と課題について
…………… 松村 俊英

活動報告

II. 平成28年度の活動内容に関する自己点検・評価

III. 平成28年度

地域連携を通じた教育と社会貢献活動報告

IV. 平成28年度 研究事業

(受託・共同研究事業)

I. 茨城県笠間市「学びと就労が連動する仕組みに
関する共同研究」

II. 茨城県笠間市「笠間市意見交換型住民意識調査」

III. 静岡県川根本町「住民意識調査アンケート」

(調査事業)

IV. 熊本地震における「福祉避難所」の運営に関
する調査

目 次

巻頭言

平成28年度地域連携センター年報の発刊に寄せて	淑徳大学地域連携センター長 磯岡 哲也	1
-------------------------------	---------------------	---

I. 論文

1. 公共施設マネジメントの現状と課題について	松村 俊英	3
-------------------------------	-------	---

II. 平成28年度の活動内容に関する自己点検・評価

1. 淑徳大学地域連携センターの機能と取り組み内容	10
2. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの活動方針	10
3. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの活動計画	10
4. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの取り組み内容	11
5. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの取り組み内容に対する点検・評価	11
6. 平成29年度に向けた課題	11

III. 平成28年度 地域連携を通じた教育と社会貢献活動報告

1. 千葉キャンパスの取り組み	12
2. 千葉第二キャンパスの取り組み	12
3. 埼玉キャンパスの取り組み	12
4. 東京キャンパスの取り組み	13
5. 自治体との包括連携協定	14

IV. 平成28年度 研究事業

(受託・共同研究事業)

I. 茨城県笠間市「学びと就労が連動する仕組みに関する共同研究」	15
II. 茨城県笠間市「笠間市意見交換型住民意識調査」	23
III. 静岡県川根本町「住民意識調査アンケート」	25

(調査事業)

IV. 熊本大地震における「福祉避難所」の運営に関する調査	26
-------------------------------------	----

巻頭言

平成28年度地域連携センター年報の発刊に寄せて

淑徳大学地域連携センター長 磯 岡 哲 也

本学の学祖である長谷川良信先生は、今で言うスラム街に自ら住まい、セツルメント活動をすることで、社会福祉の実践に取り組みました。その精神を継承し、本学も、地方自治体や地域の企業・NPOなどと連携し、地域の多様な課題の発見と解決に取り組んできました。

しかし、従来は、千葉、千葉第2、埼玉、東京の4つのキャンパスが別々に活動に取り組んでいたため、大学全体としての相乗効果が発揮できていませんでした。

そこで、大学全体の地域連携をとりまとめる組織として、2016年に発足させたのが、地域連携センターです。

地域連携センター会議を通じて、4つのキャンパスが取り組む、地域と連携した教育研究活動を共有。センターには専任スタッフを配置し、各キャンパスの教職員を運営委員にして学部からのコミットメントがスムーズにおこなわれるようにしました。また、研究プロジェクトをマネジメントする研究調整ディレクターを置くことで、学外の人材の参加も推進。連携先の自治体と定期的に協議を行い、地域課題の設定、目標を共有するとともに、本学の取り組みに対するフィードバックを受けることで、PDCAサイクルを回し、取り組みを改善・発展させています。

これらによって、各キャンパスの活動の情報共有やキャンパスを超えた資源活用が進み、地域開発、社会開発の「実行力」を高められる、と手応えを感じています。

地域連携の取り組みの成果を教育活動に還元することも、センター発足の目的の一つです。本学の特色であるサービスラーニング教育やPBL（問題発見・解決型学習）教育、インターンシップ教育などの充実につなげ、地域のさまざまなステークホルダーと連携した「実学」「実践」教育の基礎を構築することを図ります。これらのアクティブな学びを通して、「共生（ともいき）」の力を身につけた人材を育てたいと考えています。

センターを核に、さらに広範な地域と共に歩み地域社会の活性化・発展に寄与していきます。ご期待ください。

平成29年3月

公共施設マネジメントの現状と課題について

松村俊英¹

1. はじめに

この数年、総務省は全国の自治体に「公共施設総合管理計画」の策定と「新地方公会計」の導入を求めてきた。その結果、日本においては公共施設に関する保全、利用状況、そして費用に関するデータの蓄積が進捗しつつある。

総務省は全国の自治体に対して公共施設総合管理計画の策定を2016年度末までに求めた。日本では人口減少・少子化等により、今後公共施設の利用需要が変化・減少していくことが見込まれている。そして、過去に建設された公共施設が、今後、大量に更新時期を迎える。しかし、公共自治体の財政は厳しい状況が続くことが見込まれている。

そこで、1) 公共施設の総量を把握すること。2) 長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などの計画を策定すること。3) 財政負担を軽減・平準化すること、が求められた。

しかしながら、公表された計画は、ほとんどが全ての施設を将来もずっと保有し続ける前提で、更新費用を算出している。また、ほとんどの自治体が、公共施設から生み出される価値の測定を行っていない。また、施設更新の優先順位付けについても十分な議論を行っているとは言い難い。

一方、新地方公会計については、既に全国の自治体は、2008年度決算分から財務書類の公表を行っている。しかし、公共施設の評価では取得原価が採用されている。これでは、適切に資産価値を評価しているとは言い難い。また、減価償却費の計算に関しても元になる耐用年数の設定が難しい。

公共施設は、たとえ役に立っていないなくても、その維持費を施設の存続する限り払い続けなければならない。その維持は負債的な側面を持っていると考えられるのではないかと。なぜなら、その施設を保有し続ける以上、ずっと納税者が維持費の支払いを強制されるから

である。ここで将来にわたる税収拘束額（政策コスト）を負債と考えれば、公共施設のバランスシートは大幅な債務超過となる。

2. 公会計における資産の性格

固定資産台帳に整理された学校や公民館などの建物は、資産と呼ばれて公会計の貸借対照表（バランスシート）上に計上されている。ここで資産とはどういう定義になっているのであろうか。総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月）によれば、資産とは「過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう」ということになっている。

要するに、1) 持っているキャッシュが流入するか、もしくは売却可能性がある、2) キャッシュは流入しないが、行政サービス提供能力を持っているもの、ということであろう。民間企業などが持つ資産は、1) の要件しかなく、逆に公共団体が持つ多くの資産は、2) の要件しか持っていない物が多いであろう。その結果、民間企業の貸借対照表を見るのと同様に、地方公共団体のそれを眺めた場合、混乱が生じる可能性がある。

すなわち、貸借対照表において大幅な「資産超過」になっているとしても、それは過去世代が支払ってくれた現金が物の形になって積み上がっていることを示しているに過ぎない。すなわち、決して換金性のある物を大量に保有している、ということでは無いということである。そこで、道路・橋梁等のインフラ資産に加えて、事業用資産と呼ばれる学校や公民館等の建物をあえて「売却価値ゼロ」と見做すならば、貸借対照表は大幅な債務超過に陥っているとも考えることも出来る。

更に保守的に考えるならば、公民館や図書館など施設保有を保有すれば、結果として、それらの施設維持のために毎年「事業費」として支出が行われる。これらの事業費は、建物そのものの維持や更新に必要とされる「修繕費」や「更新費」と、その施設を使って営まれる「行政サービス」が含まれる。

公共において、施設等は一度作られると簡単に売却や除却されることが、民間に比べて起こりにくいと考えられる。これには様々な原因が考えられようが、兎も角、一度施設が出来るとその「耐用年数」に従ってずっと生き長らえる。その時、建物だけが生き長らえるのではなく、その施設を使って営まれる「事業」も一緒に生き長らえる傾向が高いのではないだろうか。

その結果、建物が存在することで生じる将来のキャッシュ・アウトフローは、将来の税収を現時点でかなり確実に「拘束」することがわかる。このような現時点において、かなりの「精度」を持って予測できる将来のキャッシュ・アウトフローは、「負債」と認識すべきものであるかも知れない。だとすれば、その結果、貸借対照表は更に大幅な債務超過となり、将来にわたって各世代がこの債務をどの様に「平等に」負担していくのか、その方針決定が必要になる。

3. 公共施設マネジメントと公会計の接点

自治体が提供するサービスの中にも、病院や上水道など、受益と負担の対応関係がはっきりするものがある。これらのサービスには、すでに発生主義会計による経理が義務付けとなっており、その他の会計と区分して経理されている。しかしながら、対応関係がはっきりしないサービス（下水道（雨水）、道路、公園など）については、現金主義による資金収支の会計を行うことになっており、発生主義の会計は求められていない。

現金収支会計では、資産という概念が無いため、減価償却費を計算することができない。公会計の進展によって、初めて資産価値を把握した上で、減価償却費の把握が可能になった。この科目を通じて、公共施設の減耗を金額的に表現することができる。このようなコスト情報は、施設使用料・手数料の見直しへの活用が考えられる。実際に、上水道や病院事業などでは減価償却費を考慮し、事業に投下された施設費用も使用料・手数料で回収するメカニズムになっている。

施設マネジメントにおける公会計情報の活用とは、まさに、減価償却費の様な会計情報を意思決定に利用することである。

行政担当者にとって、財務書類の作成は大変な作業であり、その労力の割には得られるものが少ないという声も聞かれる。その原因の一つには、公会計の情報が基本的に「過去情報」に基づいている点にあらう。その中でも、減価償却費は過去に支出された原価情報を、将来に期間配分する機能を持つ。しかし、減価償却費の計算に使われる耐用年数の妥当性ははっきりしない所に難点がある。

また、前年度の財務諸表が出来上がる頃には、来年度の予算編成がほとんど終了している自治体がほとんどである。行政担当者の最大の関心事は予算編成である。また、行政における明示的な意思決定が予算編成でもある。前年度の財務情報はその大事な予算編成に使われないという大きな弱点を持っている。

以上のように、公共施設総合管理計画や公会計そのままでは、政策分析や意思決定には使いにくい状況にある。そこで、政策コストや費用便益分析の考え方も取り入れることで、新地方公会計の情報を拡張して、より意思決定に使えるようにする必要がある。

図表1は、歳入歳出決算から公会計、政策コスト分析、そして費用便益分析を比較したものである。

ここで、政策コストとは現在行っている、あるいは、今後行う事業の維持に必要となる将来の（ネット）資金の総額を割引現在価値として計算するものである。例えば、図書館運営事業をやっているならば、その図書館事業を止めるまで、ずっと建物維持費や図書購入費、人件費等、水光熱費など諸々の経費が発生し続ける。

便益の測定は、その手法が煩瑣であること、また概念そのものが難しいことから一般的に普及していない現状にある。しかし、本来であれば税金で行う公共投資については、便益評価を行い費用との対比を考えるべきである。この便益こそが公共施設が持つ資産性の源泉であり、公共部門が税金を使う根拠となるからである。

公共施設総合管理計画や公会計の情報だけでは「資産としての便益」の測定はそれほど簡単ではない。しかし、費用側については簡便な計測も可能である。

図表 1：各種財務データの比較

	歳入歳出決算	公会計	政策コスト	費用便益分析
表現形式	現金収支	行政コスト計算書、 貸借対照表 など	費用	便益と費用
特徴	—	減価償却費、 引当金 など	減価償却費と引当金は 考慮済み	減価償却費と引当金は 考慮済み
計算方法	単年度収支	資産評価 など	将来キャッシュフロー 分析	将来キャッシュフロー 分析
数値の安定度	大きい	資産評価方法に依存	計算前提に依存	計算前提に依存
算出根拠	過去データ	過去データ	将来キャッシュフロー	将来キャッシュフロー

出所：高橋（2004）を筆者加工

4. 施設保有コスト（将来の税収拘束額）

「施設マネジメント」の本質的意義が、その財政的持続可能性や世代間の衡平性を吟味することにあるなら、上述の様にその施設を保有し続けた場合、将来の税収をどれだけ「拘束」するかをシミュレーションすることが、施設保全を考える上での重要な視座となろう。シミュレーションについては、大筋としては以下の様に考えれば良いのではないかと。1) 保有する施設毎に毎年の支出額を把握する、2) 固定資産台帳に入っている「耐用年数」の数字を「あと何年使うか」という実質的な数字に置き換える、3) 「あと何年」に従って、施設を利用する分だけ将来の税収拘束額を足し上げる。

「あと何年」が定められれば苦労は無い、という反論が予想されるが、では全ての施設をずっと使い続けるのであろうか。今後の人口減を考えた場合、その様な前提を置くことには無理があろう。まずは、一度、簡単なケースで計算してみることが肝要であると考え。

「あと何年使うか」という実質的な耐用年数を定めることが出来れば、その結果、右記の様な施設の維持費まで加味した形での「施設毎バランスシート」が出来上がる。簡単なシミュレーションを行うために必要なデータは実質的な耐用年数と年間の支出額である。

図表 2 は、ある自治体（人口50,000人）の、ある公共施設について保有コストを計算したものである。ここでは、資産の合計額と負債の合計額の差分を純資産と定義している。この額がマイナスになっているということは、この施設の維持が債務超過にあることを示している。将来の納税者は、この債務超過分を税金で賄う必要がある。

図表 2：施設毎のバランスシート（例）

単位：千円

売却可能性価格	217,992	将来維持費用	720,620
基金残高	10,000	起債残高	0
将来総使用料	410,286	更新費用	108,996
		除却費用	14,670
		負債合計	432,270
		純 資 産	▲206,008
資産合計	638,278	負債・純資産合計	638,278

出所：筆者作成

利用年数（この例では20年）で、その債務超過額を除すれば、1年当りに必要なコストが計算できる。ここでは10,300千円となる。

利用者一人（年）当たりの必要コストは、上記のコストを利用者数で割れば求められる。この例では利用者は100人なので103千円となる。さらに、人口数で103千円を割れば、住民一人当たりの負担額が計算できる。この例では210円となっている。

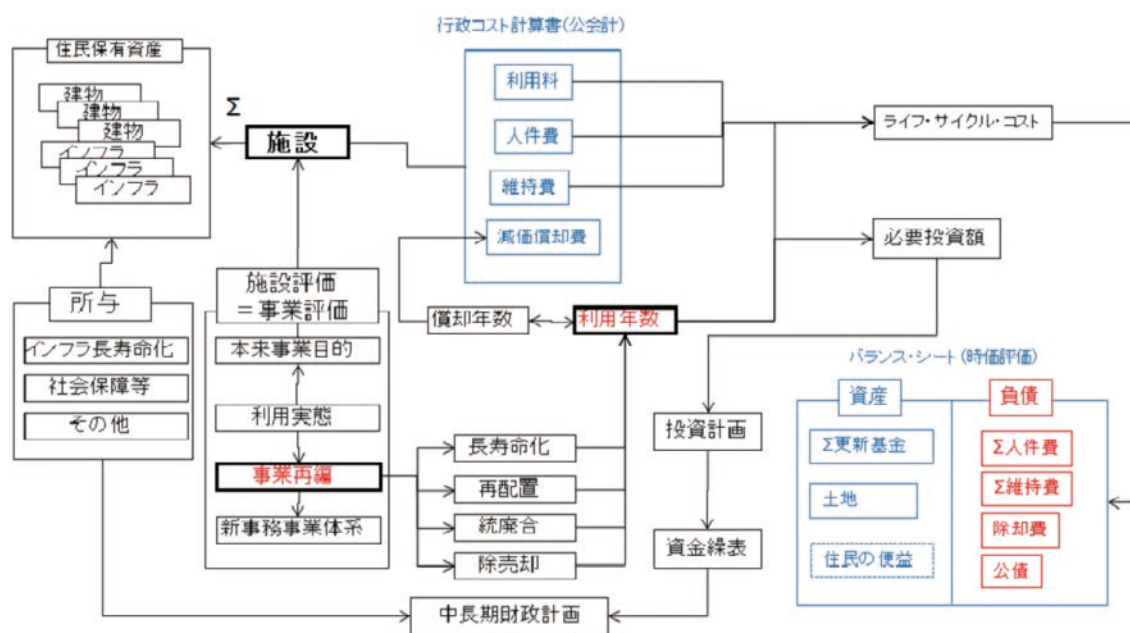
この場合、圧倒的多数の「負担市民」が広く薄くコストを負担しつつ、特定の利用者だけが「受益市民」としてかなり高額のサービスを受けていることが見て取れる。

5. 公会計から予算編成まで～全体の見取り図

公会計の固定資産台帳整備から始まって、公共施設等総合管理計画、最終的に予算編成へと繋がる流れはどの様に考えれば良いだろうか。次項図表 3 にその全体像を示す。

図中に「所与」として「インフラ長寿命化」と「社会保障」等を記してある。インフラ長寿命化について

図表3



出所：筆者作成

は、現実問題として、道路や橋梁、上下水道などの施設は公民館や学校校舎の様に削減や統廃合の対象にならないという認識に基づいている。「コンパクトシティ構想」によって、自治体内の機能が幾つかのコアに集約され、その結果として道路等のネットワークを減少させることが出来るのであれば、建物同様に縮減による財政的インパクトを計測すべきであるが、現実には、現在保有するインフラ・ネットワークを出来るだけ効率的に少ないコストで維持していく方法を検討する、という方向性であろう。その意味で、インフラ長寿命化の方向性はかなり明確であり、そのコストは施設マネジメントに対しては所与の条件として外挿的に与えられる条件である。

他方で、増大する社会保障費も一公共団体でその増減を論じるには限界のある分野である。結局、国の施策に従うしか無いとすれば、やはり、施設マネジメントを考える上では、社会保障費関係費も外的に与えられる財政的制約条件である。

これら2つの財政的支出が大きいので明示的に論じているが、それ以外にも個別団体ではコントロール出来ない財政的制約条件があるはずである。施設マネジメントの解は、それらの制約条件下で考察すべき問題である。

これらの制約条件を所与として、建物のマネジメントを考える際、各団体によって施設をどうして行くか

については、それこそ千差万別である。日本全体としては、人口減が始まっているため、総体としては、施設をどの様に減らすのか、集約するのか、という議論が大宗を占めよう。しかしながら、現在でも、例えば、首都圏の一部や沖縄などの地域では若年人口が増加しており、子育て施設や学校教育施設の不足が問題になっている。従って、各団体は広域的な視点も踏まえつつ、あるいは、人口構成の変化なども考慮しつつ、自分の街をどうするのか、したいのかという方向性を定める必要がある。

その様な総体的な方向性・戦略の中で、個別具体の現有施設をどう取り扱うのかを考察する必要があるが、その時、単純に近隣団体と比べて、住民一人当たりの施設床面積が大きい、公民館が多い、市営住宅が多い、といった施設に関する定量的データを並べ立てるだけでは物事は進まないであろう。勿論、これら施設に関する情報の必要性は論を俟たないところではあるが、施設の評価そのものは二義的なものであってその前にすべき作業があると考えられる。

6. 行政評価と施設評価

行政評価、あるいは、事務事業評価という「作業」そのものについては、現在も多くは団体で行われているであろう。しかし、その営為は、例えば事業の統

合、廃止などの具体的意思決定に結びついているであろうか。勿論、その様なサイクルを確立している団体も有るだろうが、しかし、多くの事業が行政施設の利用なしには成り立たないにも関わらず、その施設利用コスト（減価償却費が該当する）を明示的に取り扱って、利用料金の設定や民間への委託に際して原価構造を分析する、といった「フルコスト」を明示した上で、意思決定に繋がっていないと思われる。

「フルコスト」とは曖昧な表現であるが、ここでは減価償却費に代表される発生主義会計情報や間接人件費などの適切な賦課が行われているか、ということを問題にしている。減価償却費は施設の現在価値をその利用年数に従って各年に分配する機能を持っており、その施設の「利用料」と考えるべきものである。また、間接人件費については施設運営に関わる多くの関係者のコストをはっきりさせるものであり、その施設を使った事業をそのまま公共団体がやり続けることが「安く付くのか」あるいは、民間に任せた方がコスト的に助かるのか、その様な判定を行う際に参入して考えるべきコスト項目である。勿論、外部委託などを考える際には、その事務負担等の発生によって生じる間接人件費も考慮の対象となる。

発生主義科目である減価償却費や各種引当金の繰入額などは、公会計から供給される情報である。ただ、減価償却費などは固定資産台帳を作成することで、ある意味自動的に施設毎に算出されるが、他方で、施設毎に、あるいはもっと細かく棟ごとに、年間幾らの水道代や電気代、修繕費などが掛かったかという情報は、意識的にデータ取得を心掛けなければ入手できない。いずれにしても、施設毎にフルコストを割り付けることが出来れば、後は施設と事業の関係を定義するだけである。どの事業がどの施設を使って行われているか、という関係である。1事業1施設であれば簡単であるが、その様なケースはむしろ少ないであろう。事業n：施設mという場合、何らかの基準を儲けて施設で発生しているコスト情報を事業に「配賦」する必要があるだろう。

この様な作業を通じて、施設は主に減価償却費という会計情報を媒介として事業に接続される。公会計の本来の機能はこの様にカネとモノを結びつけるところにある。

フルコスト情報を得て事業評価で行うべきは、視座を将来に向け、これまで行われてきた事業の再定義・

解釈のし直しである。これからの世代が真に必要なとする事業は何か。その視点で、現在の事業を見做すべきである。その結果として、事業の改廃・再編を通して、ある施設は不要になるかも知れない。あるいは、向こう20年間は子育て施設の充実が必要になるかも知れない。また、ある施設は売却して、そこで行われていた事業は民間に委託するのが安上がりかも知れない。

その様な議論を通じて、個々の施設の「定め」が決まるのが望ましいのではないだろうか。ここで、一つの可能性として、施設毎に「あと何年使う」ということを措定することが出来れば、その定めた年数に従って、個別施設にどの様な処置を施さなければならないかが決まってくる。図表3では「あと何年使うか」という年数を「利用年数」として表現している。この用語は紛らわしいのだが、いわゆる、税法上の耐用年数とは別物である。その様な、税金計算のために一律に決められた受動的な数字ではなく、実際に施設を保有して、それを利用することで便益を受ける住民が受益と負担の十分に理解した上で、能動的に設定するのが真の「耐用年数」である。

7. セグメント情報と配賦基準

公共団体全体に対して、それを構成する下位の組織や構成物の単位（すなわち施設や事業等）を「セグメント」と呼ぶことがある。元々は、企業の決算書における事業区分のことであり、事業の種類別、親会社・子会社の所在地別等で財務情報を分類するために用いられる。公共団体においても、セグメント財務諸表が重要となることは贅言を要しない。公会計におけるセグメントは款・項・目・事業等、予決算の別や、施設や地域など様々な切り口が考えられる。

このセグメントで表現された当年度の会計情報を使って様々な意思決定が可能となる。例えば、事業別にセグメントされた行政コスト計算書の人件費はどのように計算されるであろうか。予算編成の段階から直接事業毎に、その事業に関わる職員の人件費が細分化されているのであれば問題はない。しかし、その様な予算編成を行っている公共団体がどれだけあるのだろうか。多くの場合、職員人件費などは、直接、事業に紐付いた形では予算化されず、その事業の上位階層である項・目のレベルに纏まって計上されているのではない。その場合、その人件費を、配下の事業に割り当

てる作業が必要となる。この割当て作業を配賦と呼ぶが、次のその配賦する際の基準に何を採用するかが問題となる。

最も大雑把な基準は、例えば、直接事業費の金額をもって按分するやり方である。しかし、大きな直接事業費を持っている事業だからといって、多くの人件費を費消しているとは限らず、必ずしも合理的な配賦基準とは言い難い。次に考えられるのが、事務事業評価等で良く見られる「人工」という概念を配賦基準にすることである。この人工というのは、事業を所管する担当課の職員について、年間どの事業にどれだけ携わったかという従事割合を感覚的に数値化したものである。例えば、一人の職員の年間総労時間を100として、その職員がA事業に30%、B事業に20%、C事業に50%の労時間を投入した場合、それぞれの人工は0.3、0.2、0.5ということになる。その職員の年間給与額をそれぞれの人工に乗ずれば、事業に負課すべき人件費コストが計算できる。

更に、この人工の概念をもう少し掘り下げて、つまり、感覚的にではなくどの様な作業を何時間（あるいは何日）行ったか、という「活動基準」によって配賦することが出来れば、コスト情報はより正確になると同時に業務改善の糸口を得ることにも繋がる。これが、「活動基準原価計算 Activity Based Costing ; ABC」として知られている手法である。つまり、職員が行う作業に値札を貼付けて、配賦基準をより直課に近づける形で原価計算としての精度を上げつつ、同時に、業務改善の視点から作業そのものに着目する。そもそもその作業が必要なのか、止められないのか、あるいは、必要だとしてもその作業の担い手を変えることで、つまり、機械化したり、より給与の低い職員に担当させたり、その作業を丸ごと民間に外部委託することでコストの低減と質の向上を図ることは出来ないか、その様なことを検討する。

8. 業務分析とBPO

行政サービスの提供に関し、提供側の作業から始まって、最後に顧客（住民）にサービスが渡されるまでの業務プロセスをコストの形で把握するのがABCであり、業務＝活動＝Activityに着目してマネジメントに活用しようとする視点が「ABM ; Activity Based Management」と呼ばれる手法である。ABMにおいて

は、コスト情報を重要視する一方で、その活動の質や担い手にも配慮しながら行う必要がある。ただ、品質に問題が無く、また、その担い手が誰でも良いのであれば、税金を使って行う行政サービスとしては、コストの安い方法を採用するのが当然のことである。この時、作業の担い手が民間に移行するのであれば、それは指定管理、事務委託、あるいは、それらを総称してBusiness Process Outsourcing ; BPOと呼ばれる。

この様に、ABMにおいては、活動やプロセス単位で、人（民）と人（官）や人とシステムに関するコストを比較する。このためには、活動コストの正確さ、正統性が求められるが、既存の事務事業評価などにおいて散見される様に、活動量で分解すべき人件費に「平均人件費」を用いて計算すると比較可能性を失ってしまう。行政の言い分としては、人事ローテーションで、たまたま、今年、ある事業に配属された人の人件費が高ければ活動コストが高くなるので、平均人件費を使わなければ、過去、人件費の低い職員が行っていた時との比較可能性を欠く、というものである。しかし、これはロジックが逆で、昨年までの安いコストで行われた事業の評価が大過ないものであるなら、その品質を保つためのコストとしては十分であったということになる。逆に今年、高い活動コストを投入して行うのであれば、アウトプットも当然それに見合った高いものに成らなければならない。したがって、活動に投入する人件費は平均ではなく、その年の「直接」人件費でなければならない。

更に、民間企業が間接経費や減価償却費なども含めた「フルコスト」情報を使って経営していることを考えれば、行政が民間に事業を委ねることを考える場合、彼ら（民間企業）が使う会計言語（つまり発生主義・フルコスト）を使って会話するのが「公民連携」の初歩であろう。

建物や設備の点検を考えても、もはや、専門職員を配置できない団体も多く、事態は深刻ですらある。他方で、不可避免的に進めざるを得ないBPOではあるが、実利的な効用も大きい。単にコストが安くなる、というだけでは官民給与格差を首肯する危うさも併せ持つが、BPOの結果、地域の住民が雇用され地元で消費するというサイクルを作り出すことができれば、地位経済に与える好影響が生じる。BPOの結果として、地元還元される経費を算出すれば、その効果を貨幣的に測定することが可能である。

9. LCCと予算編成

業務改善、利用料金の改訂、民間企業へのアウトソーシング等々、様々な「行政改革」の結果として、中長期の財政を規定する「制約条件」が決まってくる。その中でも、施設について「あと何年使うか」が設定できれば、その年数に併せて必要な更新費用や維持補修費用が定まってくる。それが施設の「ライフ・サイクル・コスト Life Cycle Cost : LCC」であり、施設保有コスト（将来の税収拘束額）として前述したものである。仮に、将来発生し続けるキャッシュ・アウトの予測精度が高いのであれば、それらをかき集めて現在価値として評価し、負債として認識することで、より意思決定に際して重要な会計情報、メッセージを提供できる可能性がある。図表3の右下にある「BS（時価評価）」というブロックは、その様に施設の存在に伴って将来拘束される税収を負債として認識して、貸方計上したものである。当然、施設の存在に伴って将来にわたって発生する使用料・手数料も集計し、借方に資産計上してある。この貸借の差が純資産であるが、多くの施設については大幅なマイナスになるはずである。このマイナスについては、施設を保有し続けるという選択を行った以上、将来の住民が税収として負担することになる。

ここで、このようなマイナスの純資産、すなわち、将来の税収拘束額を将来世代間でどの様に負担すべきか、という問が設定される。たまたま生まれた年が違うからといって、著しい不均衡が生じて良いはずはない。この問に対して何とか解を与える様に、新しい財政計画は設定されなければならないはずである。

この問に対する定まった解は、現時点においては無いようである。だが、幾つかの前提をおいて、世代間の受益と負担の関係を明らかにしようとするツールも経済学の分野には存在しており、それは「世代会計」と呼ばれる。今後の課題として、これらのツールを取り込み、人口減少時代に不可欠な新しい評価軸を導入する必要がある。

10. おわりに

本稿では、最初に地方公共自治体における公会計と施設マネジメントの進展について概観した。更に、発生主義情報の役立ちを整理した上で、政策コストの観点から、公共施設が拘束する将来税収を負債とみて施設のバランスシートを表現した。

公会計情報だけでは、将来に向けての情報が欠落している。そこで、将来キャッシュフロー分析や便益評価を取り入れる必要がある。そうすることは、施設更新、施設廃止や長寿命化などの意思決定に対して重要な情報を提供することになる。

公共施設においては、地域的な施設の偏在等が議論されがちであるが、施設の存在そのものが将来にわたって多額の税収を拘束する可能性を持つ事実を考えるならば、むしろ、現時点における「水平的な」不公平を論じるよりも、時間軸上における「垂直的な」不公平を論じることが重要な視点であろう。

公共施設は、最も流動性の高い現金という資産を固定化し、そして、長期にわたって拘束し続ける。その負債に見合う便益が本当に発生しているのか？また、その受益や負担が不公平になっていないか？今後はその計測がますます重要になる。

注

- 1 淑徳大学コミュニティ政策学部兼任講師

参考文献

- 総務省. (2014). 公共施設総合管理計画の策定要請. 総務省.
 総務省. (2015). 地方公共自治体における財務書類の活用と公表について. 総務省.
 高橋洋一. (2004). 財政問題のストック分析：将来世代の負担の視点から. 独立行政法人産業経済研究所.
 堤洋樹, 内山朋貴, 水出有紀, 池澤龍三, & 松村俊英. (2015). 公共施設のアンケートを用いた簡易的施設評価に関する研究. 第31回建築生産シンポジウム, 日本建築学会, pp.223-228.
 松村俊英, & 朝日ちさと. (2017). 公共施設再編における効率性評価の枠組みの検討—公会計情報と経済的評価の観点から—. 日本地域学会, 第54回(2017年)年次大会 学術発表論文集.

平成28年度の活動内容に関する自己点検・評価

1. 淑徳大学地域連携センターの機能と取り組み内容

淑徳大学地域連携センターの活動目的は、本学の建学の精神である「利他共生」を具現化し、本学の教育目的である「人間開発」、「地域開発」、「社会開発」に資するために、以下の3つの機能を通じて、事業を展開し、その成果を本学の教育活動に還元することである。

【3つの機能】

- ① 全学的な地域連携・社会連携・産官学連携・公民連携の取り組みに関するマネジメント機能。
- ② 補助金や外部の競争的資金の獲得、共同研究等の受託等を行い、大学が有する知的資源を社会に還元するためのシンクタンク機能
- ③ 履修証明プログラム等の地域連携教育プログラムのコーディネート機能。

さらに、各キャンパスの地域連携の取り組みに関する企画立案・総合調整機能を担っている。

【事業活動】

(1) 地域連携・社会連携事業

地域連携・社会連携事業では、各学部学科、各キャンパスの委員会、事務組織、大学附置機関等が事業計画の中に位置付けられた事業について、自治体、企業、NPO、地域団体等との協定や契約等に基づき、組織的に企画・実施・検証するとともに、その成果を本学の教育活動に還元することを目指す。

(2) 地域および産学官連携による教育事業

地域連携・社会連携事業のうち、各学部学科、各キャンパスの委員会、事務組織、大学附置機関等が事業計画の中に位置付けられ、自治体、企業、NPO、地域団体等との協定や契約等に基づき、組織的に企画・実施・検証される教育活動を企画・調整する。

(3) 地域および産学官連携による共同研究事業

地域連携・社会連携事業のうち、大学附置機関、各学部学科、または複数の教職員が主体となり、自

治体、企業、NPO、地域団体等との協定や契約等に基づき、組織的に行われる研究について企画・調整するとともに、その成果を本学の教育活動に還元することを目指す。

上記の目的・事業を実施するために、淑徳大学地域連携センターは、本学の社会連携・社会貢献の取り組みのうち、地域連携・社会連携事業の中核的な組織として、各学部学科、各キャンパスの委員会、事務組織、大学附置機関等と連携し、本学の地域連携・社会連携の取り組みを推進する。

2. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの活動方針

- (1) 平成28年度からの淑徳大学地域連携センターの設置に伴い、千葉、千葉第二、埼玉、東京の各キャンパスにおける地域連携の取り組みを担当する部署との連携体制を構築する。その上で、各キャンパスの取り組みについて、相互に情報を共有することを目指す。
- (2) 包括協定等を締結している自治体との共同研究や委託事業を受託し、地域のシンクタンクとしての機能を高めることを目指す。(目標：受託件数2件)
- (3) 本学が行っている地域連携活動の情報を集約し、私立大学等改革総合支援事業タイプ2（地域発展）への採択を目指す。
- (4) 新たな包括協定先の開拓を行い、地域連携のネットワークを強化していくとともに、学生の学びの場、機会を拡充していくことを目指す。(目標：協議する自治体数2件)

3. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの活動計画

- (1) 平成28年5月の淑徳大学地域連携センターの設置以降に、テレビ会議システムを活用した各キャン

バスとの相互の情報共有の機会を設ける。平成28年度は少なくとも前期と後期の2回、各キャンパス間の情報共有の場として、テレビ会議を実施する。また各学部における地域連携活動に関する外部有識者による意見聴取会を平成29年3月までに実施する。

- (2) 平成28年5月の淑徳大学地域連携センターの設置以降に、包括協定等を締結している自治体との協議を進める中で、共同研究や受託事業を、7月からスタートさせ、平成29年3月に、その成果を取りまとめる。
- (3) 平成28年8月末締め切りの私立大学等改革総合支援事業タイプ2（地域発展）への申請作業を進める。また平成29年度事業の申請に向けた準備を、平成28年9月以降に進めていく。
- (4) 平成28年9月から、千葉、千葉第二、埼玉、東京の各キャンパスで実施している地域連携の取り組みを発展させるような新たな包括協定先の開拓とそのための協議を進めていく。

4. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの取り組み内容

- (1) 淑徳大学地域連携センターのテレビ会議を、平成28年度は計4回開催し、淑徳大学地域連携センターの体制、各キャンパス間の情報共有、連携の強化を進めた。また各学部において地域連携活動に関する外部有識者による意見聴取会を平成29年3月までに実施した。
- (2) 茨城県笠間市から2件（「学びと就労の連動する仕組み構築事業」、総合計画策定のための「意見交換型住民意識調査」）、静岡県川根本町から1件（総合計画策定のための「住民意識調査」）を受託した。
- (3) 平成28年8月末締め切りの私立大学等改革総合支援事業タイプ2（地域発展）への申請を行い、採択された。

- (4) 平成29年3月に千葉県酒々井町と包括協定を締結した。また、平成28年度中に協議を行った埼玉県八潮市とは平成29年6月に包括協定を締結する予定である。

5. 平成28年度 淑徳大学地域連携センターの取り組み内容に対する点検・評価

平成28年度は、各キャンパスからの協力を得て、具体的計画で設定されたKPIを上回ることもでき、目標をほぼ達成することができたと言える。現在、各地域が「地方創生」に取り組む中で、平成28年度を通じて、各地域のニーズに応えられるような「資源」や「ノウハウ」の蓄積も行うことができた。しかしながら、地域連携の取り組みには、ゴールはなく、絶え間ない連続した活動が必要である。今後、さらなる活動の質の向上を目指していく必要がある。

6. 平成29年度に向けた課題

- (1) 引き続き、私立大学等改革総合支援事業タイプ2（地域発展）の採択を目指す。
- (2) 包括協定等を締結している自治体との共同研究や委託事業を受託し、地域のシンクタンクとしての機能を高めるとともに、公民連携を進めるためのネットワーク（プラットフォーム）を構築の構築を進めることを目指す。（目標：受託件数2件）
- (3) 「地域連携ビジョン」を策定し、地域連携の取り組みについて全学的、組織的なPDCA体制の構築を目指す。
- (4) 履修証明プログラムの実施に向けた準備を進め、平成29年度中に事業開始を目指す。
- (5) 淑徳大学地域連携センター年報の発刊を目指す。

平成28年度 地域連携を通じた教育と社会貢献活動報告

1. 千葉キャンパスの取り組み

大学キャンパスが所在する千葉市を始め、千葉県内における産官学連携、地域社会との連携の取り組みを進めている。

2016年度の千葉市との取り組みでは、参議院選挙の際に、千葉市中央区選挙管理委員会と協定を結び、千葉キャンパスに期日前投票所を設置した。また、2010年度から大会を実施している「車椅子バスケットボール全国選抜大会」について、近年では、千葉市との共催行事として開催している。この他、千葉市中央区の地域活性化支援事業に採択され、教員・学生が参画している。

地域社会との連携では、毎年7月に千葉市中央区白旗地区において「白旗七夕祭り」を白旗町内会、白旗商店会と連携して実施している。また千葉市中央区生実町町内会、松戸市常盤平団地自治会とは包括連携協定を締結し、自治会、町内会活動等への参画を行っている。また佐倉市弥富地区のまちづくり協議会「ふるさと弥富を愛する会」とも連携を行うとともに、千葉県指定無形民俗文化財にも指定されている佐倉市坂戸地区の西福寺の「大十夜」（33年に一度の行事）に関わるなど、地域の活動への参画を行った。

さらに産業界との連携においては、千葉銀行と連携し、株式会社せんだうとコラボレーションを行い、千葉県内の農業と消費者をつなぐ「朝市」の開催を企画し、実施した。

2. 千葉第二キャンパスの取り組み

少子高齢化の進む地元地域のニーズに対応した取り組みが実践できていると評価されている。また、子ども食堂をはじめ、地域住民から大学のマンパワーや資源が期待され、支援の要望が増えてきている。

①松ヶ丘地区地域ふれあい広場「ひだまり」における健康教育事業

学部の教員が各々の専門分野を生かし、地域高齢者

の健康面にアプローチする講話等を実施。地域住民の健康に資する活動として展開し、医学的な専門知識や自己の健康管理への意識づけに貢献している。

健康・栄養講話や健康相談は、視聴覚教材を活用し、利用者には理解しやすいと好評を得ている。平成28年度の延べ利用者数は400名。

②ボランティア講座地域連携事業

建学の精神である共生の理念を具現化する一つの方策として展開する講座。ボランティア活動に関する講義と体験的学修を通し、将来のボランティア活動に参画できる能力を培うことをねらいに、地元地域を活動拠点とし、健康フェスティバル等、季節の諸行事に対し、企画・実践活動を行っている。

③松ヶ丘地区における健康課題解決に向けた地域支援事業

学部所在地である松ヶ丘地区における高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加および子どもの孤食に対する地域住民の取り組みを支援している。具体的には1回／月の淑徳オレンジカフェを教員及び地域連携委員会が支援し開催しているほか、1回／月地域住民主催の子ども食堂の運営に関する助言・指導、メニューの立案・提供および当日の運営支援を行っている。

3. 埼玉キャンパスの取り組み

①「みよしまつり」に学生ボランティア研修派遣（三芳町自治安心課）

毎年9月の第1週土曜日に14：00頃～21：00過ぎまで行われ、4万人程度の観客が参加する祭りで、三芳町の各文化団体、パフォーマンス団体（伝統芸能も含む）、花火大会を含む総合的イベントで、会場放送、駐輪場等誘導、ゴミ分別指導、会場づくり、パフォーマンス団体の給水所、本部付、事務的準備等、祭り当日だけではなく、その準備段階から学生を経営学部の「ボランティア研修」の授業を通して派遣している。

また、事業後には、振り返りを行い、三芳町に改善点を提案している。

②淑徳大学／みよしまち コミュニティカレッジの企画・講師派遣（三芳町教育委員会生涯学習課）

2017年度は「スマホ講座」1回、「音楽講座」2回、「旅行関連講座」2回、「親子講座」1回の計6回、一般市民向けに公開講座を実施している。

「子ども大学みよし」の企画・運営・講師派遣協力
全5回の講座で、企画・運営・会場提供・講師及び実行委員長派遣で、淑徳大学が貢献。内一回は、本学教員が講座を担当している。

③みよしまち「まちづくりネットワーク」事業に学生参加・教員が副代表として参加

年に複数回会議とワークショップ等が開かれ、またこれに付随して三芳町の産業祭、福祉祭り等に、学生サークル *pitapeta* や、学生個人がボランティアとして参加している。なお、このネットワーク事業の副代表を駒崎准教授が担当している。

④「子ども大学☆ふじみ」の企画・運営・講師派遣（富士見市教育委員会生涯学習課）

全7回の講座で、企画・運営・会場提供・講師及び実行委員長派遣で、淑徳大学が貢献。毎年、本学教育学部の学生が8人程度ボランティアで参加し、年度によっては、講義を担当することもある。また、教員が1～2名講師として参加している。

⑤「子どもスポーツ大学☆ふじみ」の企画・運営・講師派遣

全7回の講座で、企画・運営・会場提供・講師・実行委員長派遣で、淑徳大学が貢献。毎年、淑徳大学卓球部、年次によってはバドミントンサークルが講師役を務めている。また教育学部学生がボランティアとして4～5名程度参加している。

⑥「富士見市社会教育委員会」に教員が参加

富士見市の生涯学習・社会教育に関わることで、淑徳大学の教員が大学の学生の学習ボランティアへの参加情報や社会教育についてのアドバイザーとして、当該会議におよそ月に1度程度参加している。

⑦富士見市「人・まち・仕事総合戦略審議会」へ審議委員として教員の派遣（富士見市総合政策課）

⑧「道の駅」商品開発等で、学生が調査・商品開発提案・イベント企画実施（横瀬町役場・芦ヶ久保道の駅）

2016年度・2017年度は経営学部観光経営学科の千葉ゼミと堀木ゼミが国土交通省関東地方整備局の産学連携事業の一環に参加した。2015年度は、横瀬町産の紅茶の商品開発の提案や牛乳パックを使ったキャンドルサービスのイベントを学生と教員が主体となって横瀬町で行った経緯がある。

⑨鶴瀬よさこい祭りへの学生ボランティア参加（鶴瀬よさこい実行委員会）

毎年10月第2週の日曜日に岩村ゼミが、よさこい祭り3会場の会場時間管理を行っている。4万人程度の観客のある祭り、6分毎に正確に踊りをスタートさせなくてはならず、チームの集合・誘導・踊り開始の合図等を担当している。

⑩「みずほ台祭り」への学生パフォーマンス参加・学生ボランティア参加（富士見市東みずほ台商店会）

毎年CFC（淑徳祭実行委員会）有志が本部付ボランティアとして参加。また、年によってはチアリーダー・サークル「トッパーズ」、SMC（淑徳ミュージッククラブ）が舞台参加。

⑪所沢市生涯学習推進センター主催の「市民講座」に講師派遣（所沢市生涯学習推進センター）

ここ5年以上 2017年3月に退職なさった宮川葉子教授の「源氏物語」シリーズが好評で、退職後の2017年度も開催。これとは別枠で、「世界の旅シリーズ」として、2017年度は堀木准教授の「世界遺産入門」、田中教授の「サンティアゴゴデコンポステラへの巡礼の道」が開講予定（2018年2月）。

4. 東京キャンパスの取り組み

- ・地域内での知名度向上
- ・大学での教育活動との連動
- ・活動にかかる費用負担
- ・特定教員への負担偏重

①八潮こども夢大学の開催（平成28年度 歴史学科）

歴史学科が設置されていることを活かし、埼玉県八潮市から小学生を受け入れ、同学科で学ぶ学生が主体となった学びの場を提供した。具体的には、同年12月に「比べてみよう 昔の暮らし」と題して、歴史学科学生のうち学芸員課程履修者2年次生がこれに取り組んだ。内容は、「服装」「食事」「住まい」などをテーマとして、縄文時代から現代に至るまでの絵や写真を10点程度用意し、参加した子どもたちとこれを並び替えながら、その変遷を学ぶプログラムであった。

②板橋区選挙管理委員会と連携した若者向け選挙啓発冊子の作成（平成28年度 表現学科）

板橋区選挙管理委員会と連携しての授業で、若者向け選挙啓発冊子「はじめての選挙」（A5版8ページ）を作成した。完成した冊子は、選挙管理委員会を通じて板橋区内の全大学、専門学校、高校に配布。また、近隣のショッピングセンターで行われた選挙イベントでは、学生自ら冊子を配布しながら投票を呼び掛けた。こうした活動が、読売新聞、産経新聞、東京新聞などで紹介された。

5. 自治体との包括連携協定

千葉県印旛郡酒々井町と包括連携協定を締結

平成29年3月10日（金）に、千葉県印旛郡酒々井町役場にて、酒々井町と本学との間での包括連携協定を締結した。本学からは、磯岡哲也副学長・地域連携センター長が出席し、酒々井町の小坂泰久町長との間で締結書の取り交わしが行われた。

本学が千葉県内で締結した自治体との連携協定は、千葉市に続いての締結になった。

酒々井町との包括連携協定では、酒々井町の地方創生、地域づくりやまちづくりにおいて、淑徳大学が持つ資源を活用していただくとともに、酒々井町が持つ地域資源を活用させていただくことで、淑徳大学の教職員の教育研究のフィールド、学生の学びのフィールドが広がることになり、連携事業を通じた相乗効果が期待される。

今回、締結された協定書では、以下の具体的な項目が連携の内容として挙げられた。

- （1）淑徳大学の専門性を生かした地域貢献活動に関すること。
- （2）教育・文化・福祉・地域政策等に関すること。
- （3）障がい者スポーツを含む地域スポーツ全般の振興に関すること。
- （4）地域と連携した防災対策に関すること。
- （5）人材の育成に関すること。
- （6）酒々井町の施策の推進や地域の課題解決のための大学資源の活用に関すること。
- （7）100年安心して住めるまちづくりに関すること。
- （8）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

来年度から、本学の学生が酒々井町を訪れ、酒々井町をフィールドにした学びを展開していく予定。

活動報告

平成28年度 研究事業

(受託・共同研究事業)

茨城県笠間市「学びと就労が連動する仕組みに関する共同研究」

茨城県笠間市「笠間市意見交換型住民意識調査」

静岡県川根本町「住民意識調査アンケート」

(調査事業)

熊本地震における「福祉避難所」の運営に関する調査

I. 茨城県笠間市「学びと就労が連動する仕組みに関する共同研究」

【概 要】

研究とセミナーの開催

笠間市では、「笠間版生涯活躍のまち」を目指し、取り組みを進めています。今回の共同研究では、「生涯活躍のまち」の中で、笠間市民の皆さん、笠間市に移住されてきた皆さん、笠間市と二拠点居住をされている皆さんが、共に、幸せと痛みを分かち合い、みんなが楽しく、活躍し、喜びに満ち溢れた「まち」にするための仕組みとして、「学び」と「就労」が連動する仕組みについて、検討してきました。

「学び」と「就労」が連動し、笠間での幸せなくらしを支えるコミュニティを創っていくためには、「学び」と「就労」を結び、そして地域づくり、まちづくりにつなげていくことができるような中間支援組織（「笠間まちづくりセンター」（仮称））が必要であると考えました。

「笠間まちづくりセンター」（仮称）は、「学び」、「就労マッチング」、「協働ラボ」、「地域のくらしサポート」、「交流・連携」の5つの仕組み（プロジェクト）を持つとともに、ソーシャルビジネスのアイデアとモデルを生み出し、サポートしていく「ソーシャルビジネスラボ」を併設するイメージが出来上がりました。それによって、笠間市でのくらしの質を向上させ、小さな経済循環を生み出していく仕組みを紹介します。

笠間市は、現在、「生涯活躍のまち」をテーマとした地域づくり、まちづくりを進めている。その中で、生涯活躍のまちのハード面として「笠間版 CCRC (Continuing

Care Retirement Community)」の検討を進めている。CCRCは、医療・介護等のケア付きの高齢者コミュニティを意味するものである。「日本版 CCRC」の議論は、地方創生の流れの中で、高齢世代の移住を促進するための取り組みとして注目されているように見える。しかしながら、必ずしも CCRC は、高齢世代の移住のための施設そのものを意味するものではない。そこで CCRC の表記は、CCRCs (Continuing Care Retirement Communities) と表記した方が良いだろう。

地域の中では、たくさんの地域コミュニティが存在する。これらの地域コミュニティにおいて、医療・介護等のケアが提供されるとともに、その地域コミュニティに属する人々が、自らの「幸せ」を高めるために、地域コミュニティに参画し、自分たちの価値観に基づいた「コミュニティ」を形成していくことが必要である。こうした「コミュニティ」（例えば、Destination Welfare Community も当てはまる）が、市内に多く形成されていくことが重要である。

「シェアタイムワーク」

筆者は「学び」と「就労」が連動する仕組みを検討するために、石川県金沢市にある「Share 金沢」、千葉県稲毛区にある「スマートコミュニティ稲毛」、広島県尾道市で活動している「尾道自由大学」をはじめとする「ディスカバーリンクせとうち」、愛知県長久手市「あぐりん村」の視察を行った。

笠間市で「生涯活躍のまち」や笠間版 CCRCs の取り組みを促進していくためには、コミュニティづくりのための仕組みなり、機能を検討し、現在の笠間市民の皆さん、将来の笠間市民の皆さんの幸せづくりを進

めていくことが、結果として、「生涯活躍のまち」や笠間版CCRCsづくりの取り組みになるだろうと考えられる。

そこで、「学び」と「就労」が連動し、笠間での幸せな暮らしを支えるコミュニティを創っていくために必要なのは、「学び」と「就労」を結び、それが地域づくり、まちづくり、コミュニティづくりにつながっていくようなコーディネート機能を持つ中間支援組織の存在が重要であると考ええる。

この中間支援組織を、本章では、「笠間まちづくりセンター」（仮称）と呼ぶことにする。「笠間まちづくりセンター」（仮称）は、「学び」と「就労」を連動させ、コミュニティづくりを促進することで、笠間市での「くらしの質」の向上と「小さな経済循環」を生み出していく仕組みである。

「笠間まちづくりセンター」（仮称）は、「学び」、「就労マッチング」、「協働ラボ」、「地域づくりサポート」、「交流」の5つの機能に応じた仕組み（プロジェクト）を持つとともに、ソーシャルビジネスのアイデアとモデルを生み出し、サポートしていく「ソーシャルビジネスラボ」を持つ。これらの仕組み（プロジェクト）について、「笠間まちづくりセンター」（仮称）が地域コミュニティ、移住・二拠点居住コミュニティ、行政、民間企業、大学等と連携、協働していくことで、笠間市の「生涯活躍のまち」を形成していくことができると考えられる。

1. 集中セミナー

講師：矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部 准教授）

「地域や社会の課題を解決しながら、楽しく学び、活動する 新しい働き方」

10月22日（土）13時－14時（第1講）、
14時15分－15時45分（第2講）

「自分でビジネスに取り組むための基礎知識（ビジネスモデル、事業戦略、マーケティング）」

10月26日（水）18時－19時（第3講）、
19時15分－20時45分（第4講）

「自分でビジネス、NPOを運営するための基礎知識（マネジメント、資金調達）」

11月2日（水）18時－19時（第5講）
19時15分－20時45分（第6講）

「地域や社会の課題を解決するためのアイデア検討ワークショップ」

11月12日（土）13時－16時

（集中セミナー追加講座）

「ソーシャルビジネスの設計（1）」

講師：矢尾板俊平・中川直洋（一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ理事）

3月6日（月）11時－14時

「ソーシャルビジネスの設計（2）」

講師：矢尾板俊平・中川直洋（一般社団法人ソーシャルビジネスドリームパートナーズ理事）

3月13日（月）13時－16時

2. 定例セミナー

12月20日（火）「WEB・ネットワーク講座」

講師：石井伸一氏（株式会社iPLUS ONE 代表取締役社長）

1月17日（火）「デザインを学ぶ」

講師：浅井由剛氏（株式会社カラーコード 代表取締役）

1月24日（火）「口紅の力セミナー」

講師：岩本高明氏（ハリウッド株式会社メイ・ウシヤマSBM研究所所長）

3月2日（木）「女性のキャリアデザイン」

講師：大津たまみ氏（株式会社アクションパワー取締役会長）

3. シンポジウム

「みんなで創る「生涯活躍のまち」シンポジウム～笠間市で「学びと就労」が連動する仕組みを作る～」

日時：1月28日（土）14時～17時

場所：笠間市役所教育棟教育棟 2-2会議室

第1部 基調講演：

「みんなで創る「生涯活躍」のまち」

講師：山中光茂（前三重県松阪市長）

第2部 クロストーク：

「学びと就労が連動する持続可能な地域を創る」

コーディネーター：矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部准教授）

「地域みんなが活躍できるまちづくり」シンポジウム

日時：2月12日（日）13時～16時

場所：ハリウッドビューティープラザ4階「メイスクラブ」

第1部 基調講演：

「失敗しない地域づくりは、こう進める！」

講演者：山中光茂（前三重県松阪市長）

第2部：茨城県笠間市の地域づくり～学びと就労が連動する仕組み～

「笠間版CCRC 生涯活躍のまちへの挑戦」

笠間市役所企画政策課北野高史氏

第3部：パネルディスカッション

パネリスト

山中光茂（前三重県松阪市長）

矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部准教授）

松村俊英（ジャパンシステム株式会社ソリューションストラテジスト）

【研究プロジェクトメンバー】

（座長）

矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部准教授、コミュニティ政策学科長）

（メンバー）

浅井 由剛（株式会社カラーコード代表取締役）

石綿 寛（中央大学政策文化総合研究所客員研究員、淑徳大学コミュニティ政策学部兼任講師）

岩本 高明（ハリウッド株式会社メイ・ウシヤマSBM研究所所長）

梅本 陽子（ジャパンシステム株式会社）

野坂 美穂（中央大学大学院戦略経営研究科助教、淑徳大学コミュニティ政策学部兼任講師）

松野 由希（淑徳大学コミュニティ政策学部助教）

松村 俊英（ジャパンシステム株式会社ソリューションストラテジスト）

山中 光茂（前三重県松阪市長、ジャパンシステム株式会社公共政策・行政改革ディレクター）

（リサーチアシスタント）

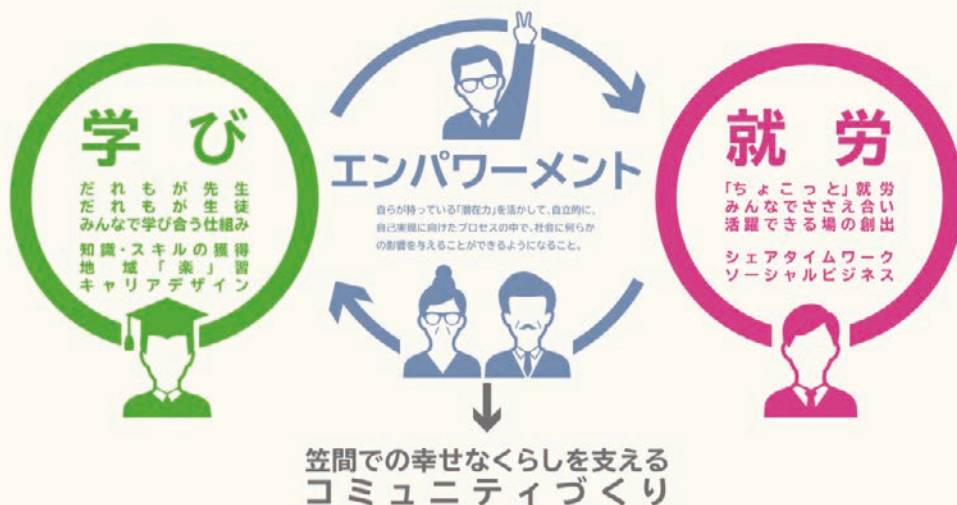
木村 有花（東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻修士課程）

【資 料】 図解でわかる 笠間市生涯活躍のまち 学びと就労が連動する仕組みのソーシャルデザイン



1 エンパワメント

「学び」と「就労」を連動させる仕組みは、人々をエンパワメントし、笠間での幸せな暮らしを支えるコミュニティづくりに結び付いていきます。エンパワメントとは、「なりたい自分」、「自分がやりたいこと」に取り組むことができるようになり、地域や社会に何らかの影響（役割を担う、貢献する等）を持つことができるようになることです。生涯活躍のまちをデザインする上で、非常に重要な考え方になります。



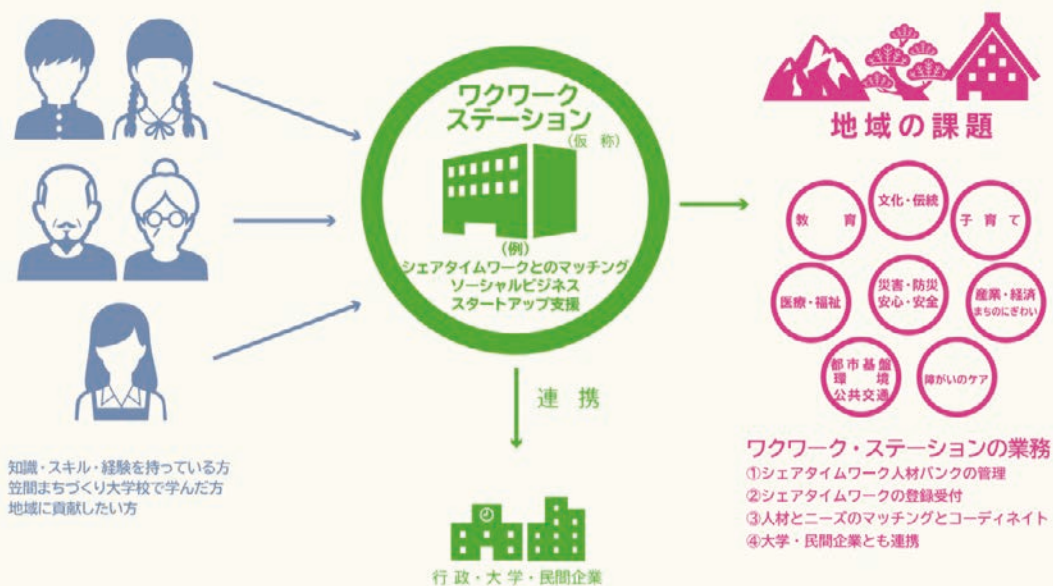
2 5つの機能

「生涯活躍のまち」の取り組みを進めていくためには、そのための「仕組み」と「ルール」と「マネジメント」が必要になります。その仕組みとして、5つの仕組み（プロジェクト）と「ソーシャルデザインラボ」を持つ「まちづくりセンター」（仮称）が、重要な役割を持ちます。

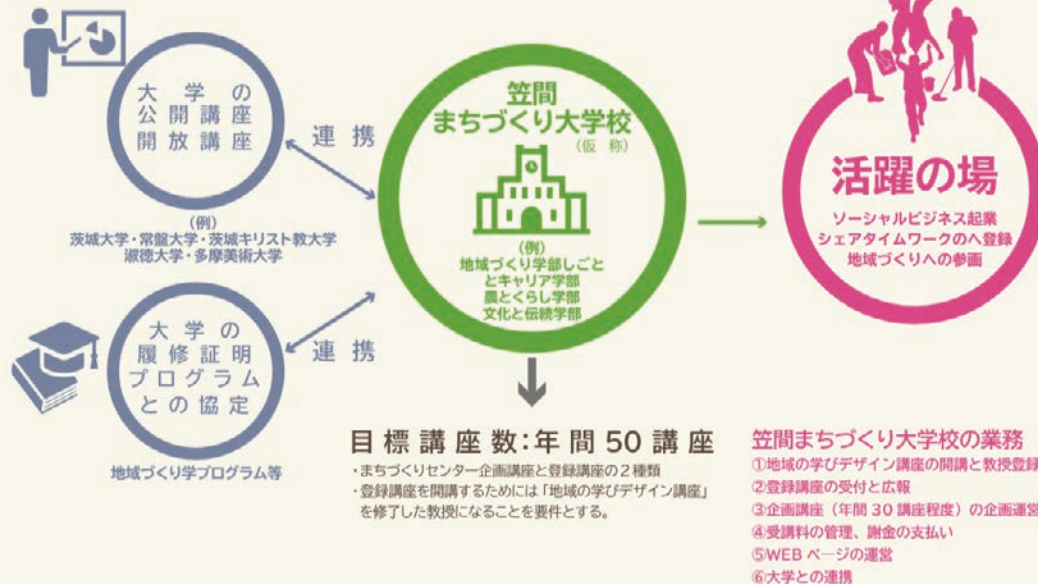


3 就労の仕組み

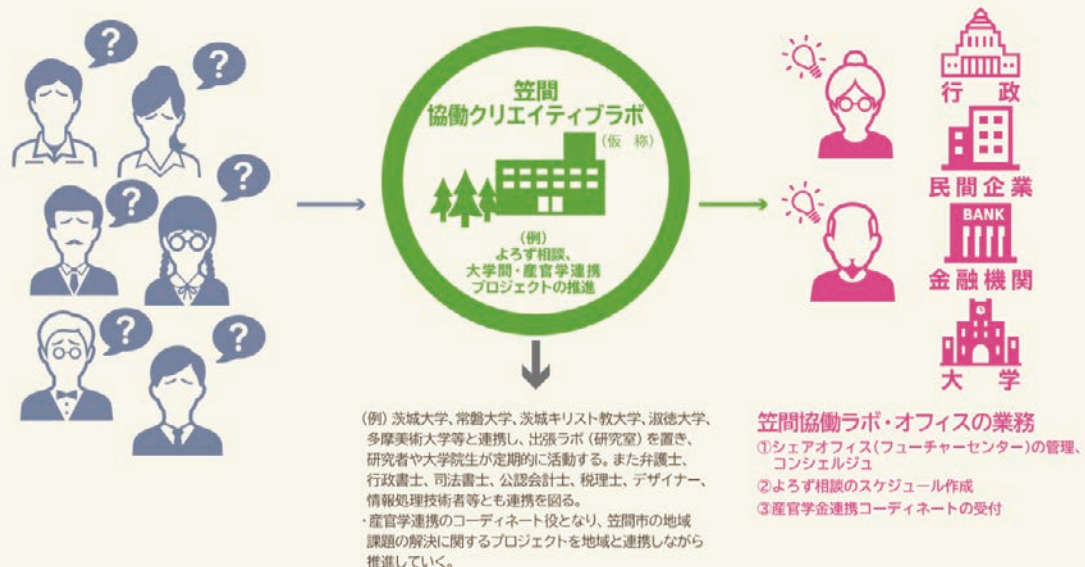
ご自身の経験を活かしたり、笠間まちづくり大学校（仮称）で学んだ内容を活かして、地域の困りごと、短時間でのお手伝いなどの「シェアタイムワーク」に参加し、対価を得たり、ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）を自分で起業したり、そのパートナーになったりして、「活躍」するための機会につなげるマッチング・コーディネートを行う仕組みです。



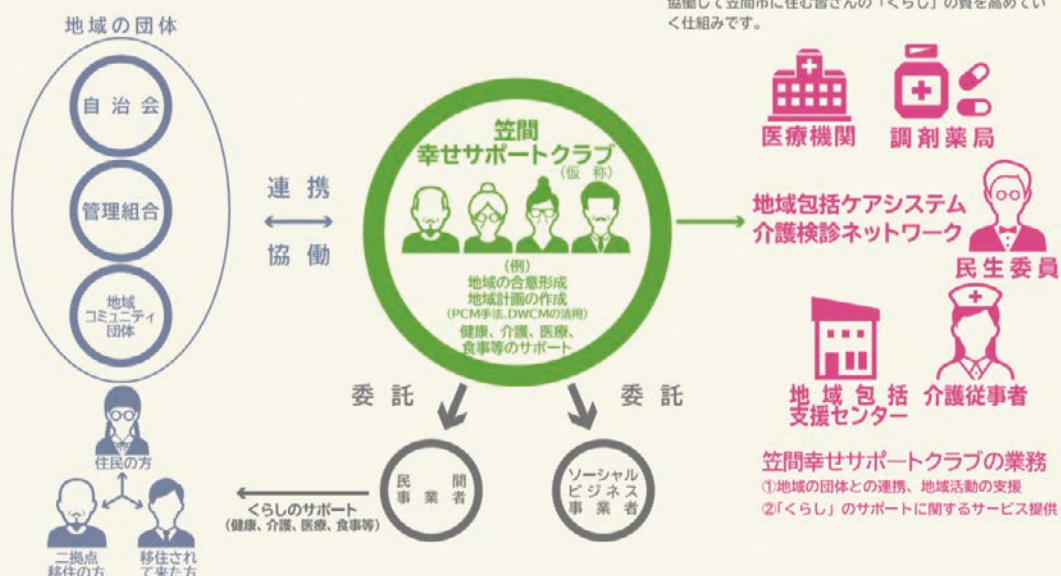
4 学びの仕組み



5 共同ラボの仕組み



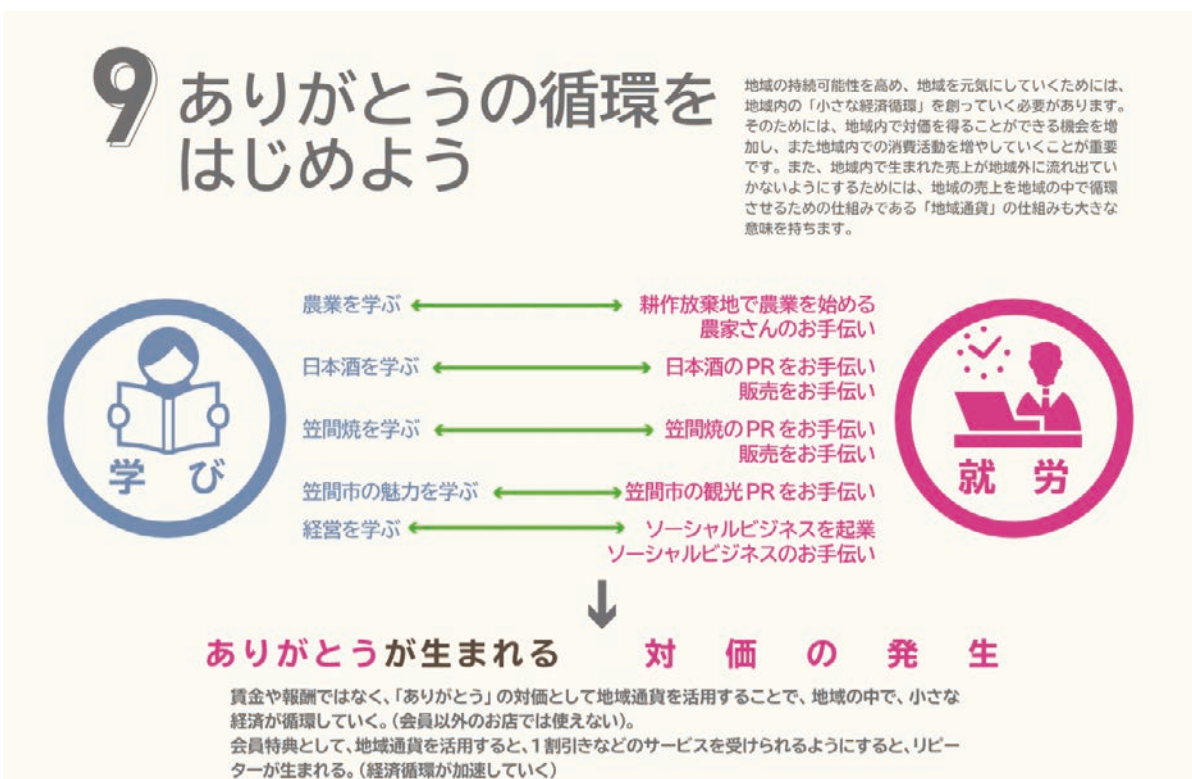
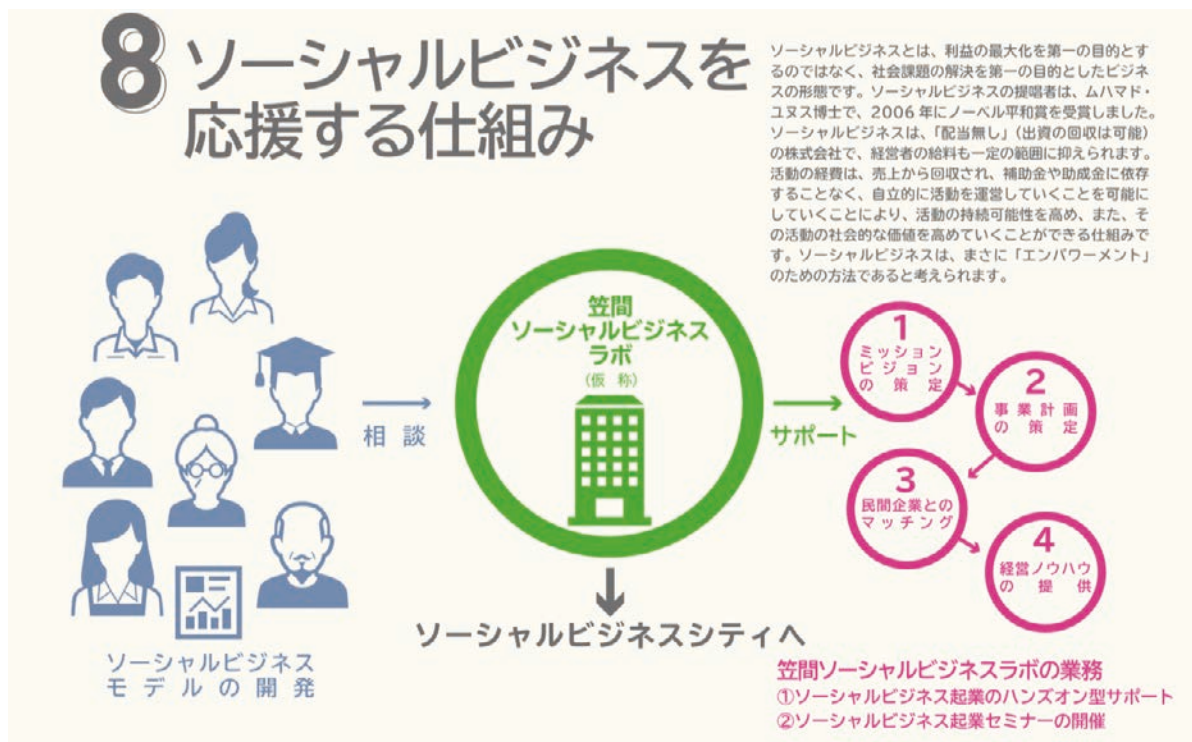
6 地域の暮らしサポートの仕組み



7 交流と連携の仕組み

地域住民の皆さんの交流、
多世代交流、移住・二地域
移住の皆さんとの交流機会
づくり、場の提供





Ⅱ. 茨城県笠間市「笠間市意見交換型住民意識調査」

【概要】

笠間市での「意見交換型住民意識調査」は、市民1,200名を対象としたアンケート調査を実施するとともに、10月23日（日）に笠間市役所で行われた意見交換会を実施し、総合計画策定に向けた市民の意見聴取を行った。「意見交換型住民意識調査」のプロセスは、図1の通りである。

今後の総合計画の策定に向けて、問4では、施策ごとの評価（期待）を、これまでの取り組み、現在取り組むべきこと、5年後に取り組むべきこと、10年後に取り組むべきことと4時点で調査したが、アンケート調査では、これまでの取り組みについては、観光・地場産業の振興や社会インフラの整備への評価が高かった。現在、取り組むべきこととしては、子ども・子育て、少子化対策、5年後に取り組むべきこととしては、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉や幼児教育・学校教育・青少年育成、10年後に取り組むべきこととしては、市民協働・地域コミュニティへの期待が高かった。少子化、高齢化が進展している中で、当面は、子育て支援や少子化対策を進めていき、高齢化がさらに進展していく5年後には、高齢者福祉の充実、10年後には地域そのものの持続性を考慮した上で、地域コミュニティの基盤というキーワードの関心が高くなったと考えられる。また、子どもについては、子どもの成長段階に応じて、5年後、10年後の時点では、

「教育」というキーワードに変化している。また現在から将来に渡り、安全・安心の要素は、常に必要とされている。

これらの結果から、次期総合計画においては、「人への投資」、「ソフトインフラの整備」が必要とされていることが明らかになる。つまり、子育て・教育といった将来の笠間市を担う人材の育成を進めていくことが優先課題であると言える。

また、高齢化が進展していく中で、「地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉」への期待は、将来、さらに高まっていくとともに、支え合いの仕組みを地域で担っていくことができるような「ソフトな社会インフラ」の基盤を作っていくことも、次期総合計画では強く求められている。

こうした傾向は、基本的には、意見交換会でも同様である。特徴的であったのは、「市民協働や地域コミュニティ」が10年後ではなく、5年後においても数値が高かったことである。これは市からの情報提供や意見交換を通じて、地域のコミュニティ基盤の重要性に対する認識が高まった結果であると考えられる。もうひとつ特徴的であったのは、5年後、10年後において「生涯学習・スポーツ・レクリエーション」の数値が高かったことである。これは、いわゆる地域福祉、高齢者福祉の考え方において、地域で高齢世代の方が「学び」や「スポーツ」を通じて、社会に参画し、「生きがい」を得ながら過ごしていくことで、健康を維持していくといった「生涯現役社会」の考え方をベースとして福祉が重要であるという認識が共有され、高

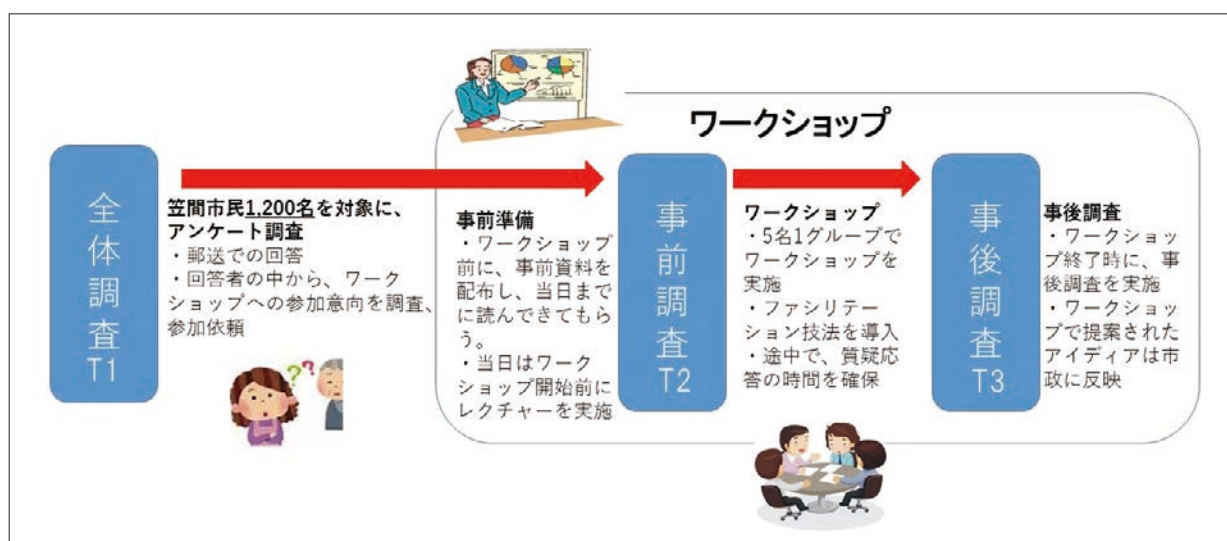


図1 意見交換型住民意識調査の流れ

まったのではないかと推察される。

また意見交換を通じて、将来的には、学校の統廃合問題、公共施設の更新など、やはりハードの社会インフラの検討も進めていく必要性も示唆されている。この点は、公共施設の更新時期を見据えながら、次期総合計画の期間中に検討をしていく必要がある項目であると言える。

こうした市民の意見を反映させると、次期総合計画に期待されることは、3つの軸で整理することができる。第1の軸が「人への投資」である。第2の軸が「ソフトな社会インフラへの投資」である。第3の軸が「地域の活力への投資」である。こうした3つの「投資」が、これまで進めてきたハードな社会インフラをベースに展開されていくことで、10年後までに、「生涯現役のまち」、「子どもや若者の希望が実現するまち」という2つのコンセプトに基づいた「全ての世代が幸せを実感できる「まち」」を目指していく

ことが可能となる。また、これらの考え方は、現在、笠間市が地方創生戦略の中で取り組みを進めている「CCRC構想」にも一致する。

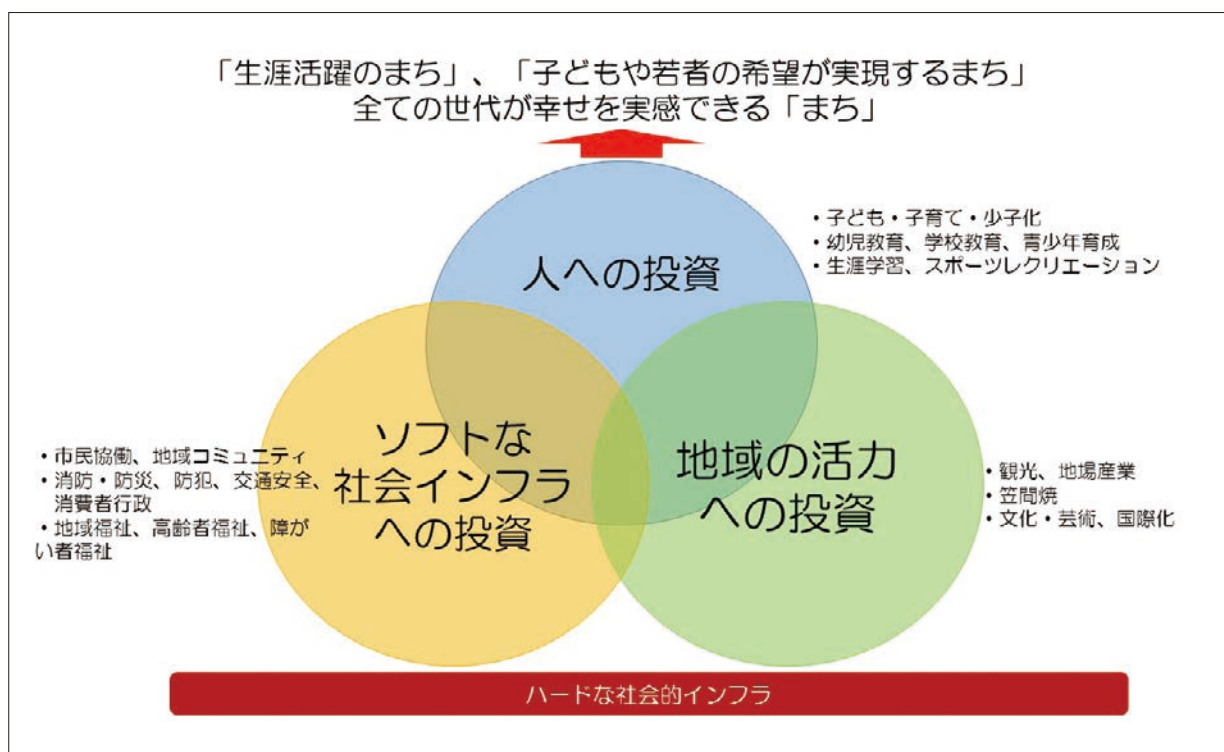
また、意見交換会の際に、合併後10年を迎えるにあたり、市としての一体感を高めていく必要性が強く指摘された。この点も、次期総合計画において考慮されるべき点である。さらに「女性の活躍」を支援する取り組み、環境づくりも検討されていく必要があることを付け加える。

【研究プロジェクトメンバー】

矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部准教授、
コミュニティ政策学科長）

（リサーチアシスタント）

木村 有花（東洋大学大学院経済学研究科公民連携
専攻修士課程）



Ⅲ. 静岡県川根本町「住民意識調査アンケート」

【概 要】

1. 調査期間

平成28年8月～平成28年9月

2. 調査対象

川根本町住民（住民票がある者）の男女

3. 調査方法

川根本町住民の中からランダムに1,000名を抽出し、調査票を郵送。無記名で調査票に記入後、郵送で回収。

4. 回収率

配布数：1,200件

回収数：500件（50%）

5. 調査項目の概要

調査を行うにあたり、以下の質問項目を設定し、調査票を作成した。

川根本町の総合評価について尋ねる項目（Ⅰ）

町政に関する評価について尋ねる項目（Ⅱ）

川根本町民の暮らしの現状、生きがいについて尋ねる項目（Ⅲ）

町民の幸せについて尋ねる項目（Ⅳ）

自由記述（Ⅴ）

【研究プロジェクトメンバー】

矢尾板俊平（淑徳大学コミュニティ政策学部准教授、コミュニティ政策学科長）

（リサーチアシスタント）

木村 有花（東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻修士課程）

【資 料】

②住民幸福度に関するアンケート結果

平成28年8月に、川根本町在住者から無作為に抽出した1,000名を対象に調査を行い、500人から回答を得ました。本調査では、「川根本町の総合評価」「町政に関する評価」「暮らしの現状、生きがい」「幸せの基準」について質問しています。

◆川根本町の良いところは「緑が多く自然に恵まれている」「空気がきれい」「治安が良い」という回答が多く、悪いところは「バスや鉄道など、公共交通の便が悪い」「働く場所がない」「買い物不便」という回答が多くなっています。したがって川根本町の良いところをしっかりと踏まえながら、公共交通や働く場所、買い物の利便性といった暮らしに関する施策を充実させていく必要があります。また、川根本町の強みである自然を守っていく一方で、資源としてうまく活用し、就業の場の創出等と関連させ、人を呼び込む等の施策に発展させていくことが求められています。

◆暮らしの現状、生きがいでは、約8割の人が幸せと答えている一方で、将来の生活に不安を抱えていると答える割合も7割を超えているため、将来の不安を和らげていくという視点も重要です。

◆幸せな生活のために必要なことに関しては、「健康であること」「家族との関係が良好であること」「治安が良いこと」と回答する割合が高く、川根本町がどのようなまちであったら良いかに関しては「犯罪や交通事故が少ないまち」「安心して子育てができるまち」「健康づくりが盛んなまち」「安心して医療を受けることができるまち」の割合が高くなっています。子育てや医療、健康に関する施策を充実させることにより、安全安心に暮らしていくことができるまちづくりが求められています。

◆幸せを判断する基準に関しては、「健康」「家族との関係」「家計」が多くなっています。川根本町で「幸せ」に暮らしていくために、多くの町民が「健康」で「良好な家族との関係」を構築できるための支援と経済的な不安を解消するための施策を展開していく必要があります。

IV. 熊本大地震における「福祉避難所」の運営に関する調査

【概 要】

熊本学園大学へのヒアリング調査を行った。

【資 料】

訪問日時：2017年2月14日（火）10時～12時30分

訪問場所：熊本学園大学

先 方：目黒 純一氏（学校法人熊本学園理事長）
黒木 邦弘氏（熊本学園大学社会福祉学部第2部社会福祉学科学科長、准教授）
吉田光太郎氏（熊本学園大学総務課係長）

当 方：矢尾板俊平（コミュニティ政策学部コミュニティ政策学科長、准教授）
生駒 貴彦（地域連携センター課長）
成田 真美（地域連携センター課員）

内 容：①熊本学園大学の福祉避難所の運営について（黒木学科長、吉田係長）
②熊本地震発災時について（目黒理事長）
熊本地震発災時、余震・本震発生から、避難所を立ち上げ、最後の1名を見送るまでのお話をお伺いした。

1. ヒアリング内容

（1）当時の状況と避難所の運営

- ・4月16日 16:00の時点で、多数の自主避難者が熊本学園大学に避難し、その中に車椅子避難者も多く見受けられる。
- ・4月16日 17:00の時点では、14号館記念ホールを車椅子利用者に開放し、体操用マットと照明機器を用いた男女の仕切りを設営することにした。
- ・4月17日には、学生による炊き出しが開始されたが、慣れない薪の使用や、大量の炊き出しで、戸惑いながらも教職員指導の元行われた。
- ・避難所運営体制としては、本部機能（24時間体制）と避難所（障がい者対応）機能（24時間）で行った。
- ・医療分野の管理体制については当初は医師免許と看護師免許を持つ医師と看護師で24時間体制にて運営し、その後外部専門職に依頼した。
- ・物資については、当初は教員個人的物資で賄ったが、3日後には支援物資が届く。

- ・炊き出しについては、教員と避難在學生で運営。その後炊き出しボランティアが加わった。
- ・5月の連休明けから授業が開始された。そこからは、避難所の運営と授業運営の両立を行っていく必要がある。

（2）14号館記念ホールについて

- ・14号館記念ホールは高齢者・障がい者用避難所として開放された。
- ・14号館ホールの階段部分はボランティア支援者の休憩場所になった。
- ・物資が届き始めると14号館ホール壇上に物資の保管場所になったが、管理方法等が課題となった。
- ・14号館ホールに障がい者用簡易トイレを設置した。（実習用ポータブルトイレを使用）
- ・14号館教室の一部を乳幼児のためのキッズスペースと女性用控室として開放した。
- ・14号館教室も避難者の生活スペースとなったが、多くの人は机の下に潜りながら寝るなど、教室の机を活用していた。

（3）インフラの状況、備品状況について

- ・インフラの復旧としては、電気、水道、ガスの順番であった。電気の復旧は比較的早かったが、ガスの復旧にはかなりの時間がかかった。
- ・水については、浄水システムの故障により細菌処理がされていないため、使用が基本的には不可（トイレのみ使用可能）であった。蛇口をひねれば水が出るので、どのように使用出来ない旨の周知をするのか課題になった。
- ・教室内・廊下などコンセントを用いた携帯電話の充電・持ち込み家電（炊飯器、湯沸かし器）の使用を避難者が行おうとしていた。ブレーカーが落ちると復旧に時間がかかるため、電源容量の確保のため、使用できるコンセントの制限と各携帯電話会社による充電キットの設置・充電専用コンセントの設置と避難者への周知を行った。
- ・震災前から、熊本大学等と東日本大震災の経験を経た「減災教育プロジェクト」を進めていたため、被災時の備品の備蓄が教材として確保されていた。（段ボールベッド等）
- ・鍋については、学食・付属幼稚園のもを使用した。
- ・支援物資段ボールも利用したが、数に限りがある

ため、学生たちが物資を運んだ使用済み段ボールを使って、手作り段ボールベッドを作成した。

(4) 高齢者の方、障がい者の方のケアについて

- ・大型車椅子の方は、普段からデイケア等のサポートを受けているので、サポートを受けている福祉担当者から、その方の障がいに対応できる適当な避難所へ移動していくが、高齢者や比較的障がいが軽度な方など、福祉施設からサポートを受けていない方が熊本学園大学に残った。残った方の障がいに合わせたスペース作りや空間設定に変更した。
- ・避難所障がい者対応ホールについては専門職ボランティア含め、24時間体制で対応。全国の専門職ボランティアにGWまで支援を受ける。
- ・専門職ボランティアについては、教員の個人的なネットワークにより支えられる。
- ・全国の専門職ボランティアに来てもらったが良いが、マインドや技量の違い等あり、トラブル・不満等が出てきた為、先に方針をしっかり伝える事が大切。
- ・専門職ボランティアが入れ替わるため、避難者の情報記録シート随時更新と担当者に周知した。(資料：避難者帰宅支援に用いた情報共有の為の記録シート)
- ・復旧過程において、ケアすべき課題も変化していく。例えば、自宅に戻れる人、自宅に戻れない人がいる。自宅に戻れない人は、新しい家を探す必要がある。こうした細やかな状況を避難者の方と話をしながら、確認し、適切なサポートをしていく必要がある。
- ・震災一週間後には、近隣的大型スーパーが販売再開し、避難者も自分で食料を購入するようになるが、よく見ていると、「おつまみ」しか食べていない方もいた。そうした配慮が必要になる。

(5) その他

- ・黒木先生の今回の避難所運営の原動力は大学の建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」であり、福岡市から7時間かけて大学に向かった時や避難所運営中にも建学の精神を常に念頭に置きながら、行動をしたとのこと。
- ・基本的に、職員は学生の安否確認など大学運営業務を行い、避難所の運営は教員有志で行った。

- ・教職員の安否確認も必要。遠隔地に住む教員は、大学に来ることができない。近隣で、被災度合が相対的に小さい地域の教職員が動きやすい。
- ・研究室は、書籍などが研究室の扉を塞ぎ、扉が開かなくなる事例もあった。扉が開かない場合は、扉に穴を開けて、研究室内に入れるようにした。授業を再開するためには、授業準備環境を整えることも必要である。

3. 考察・本学での課題ポイント

・大学での安全な箇所の確認・確保

熊本学園大学では、耐震化された総合体育館が避難場所になっていたが、体育館のアルミサッシが地震によって落下や天井資材の落下等、避難所として使用できなかった。

本学においても避難場所の安全の確認・災害が長期化する場合避難所となる施設の安全確認を、専門家を通して行う必要がある。

・高齢者・障がい者・乳幼児が災害時に避難できる場所の確認

熊本学園大学では、14号館記念ホールがバリアフリー化されていたこと、広い空間をシートで空間を区切り男女に分けられさらにその方の障がいに合わせた空間づくりが出来たこと、14号館にある教室が乳幼児室や女性更衣室などプライバシーを確保できる空間となった。本学でも、障がい者用のトイレ・段差等バリアフリー対応がされている広い空間や仕切ることができる空間の確認をして避難所として対応できるか確認する必要がある。

・避難物資の確保

水・食料等必要物資については、3日分確保しておく。3日後は支援物資が届き始めるため、必要最低限の備蓄をする。

・災害時に支援依頼ができるネットワークの構築

熊本学園大学においては、教員個人が持つネットワーク・物資が避難所運営に大きな力となった。本学では、予め支援物資・専門職ボランティア（医師・看護師・介護他）等が依頼できる福祉団体・地方公共団体・企業等と災害相互応援協定等を締結する必要がある。

・福祉系大学だからこそできる福祉避難所の設置の検討

熊本学園大学では、避難所の支援をしながら、生活支援のニーズを把握し、避難者の社会生活再建支援に結びつける活動も行っていた。

本学でも、乳幼児支援から、ソーシャルワーカー多く輩出している大学として、避難所運営だけでなく、その後の生活も安心してできる橋渡しできるような支援などできるように対策を練っておく必要性を感じた。

・本学の災害時運営体制の検討

熊本学園大学では、運営本部と避難所の2本立てによる24時間体制運営や様々な情報の提供手段（水道の使用注意・電気の使用注意他）など様々な課題について同時並行で考え実行されていた。

（安全確認に対する防災訓練は定期的に行われているが、避難所運営に関するマニュアル・対策については無いため、改めて災害時を想定し検討する必要がある。）

・全学的な対応

震災発生時は、学生や教職員の安否確認、授業等の休講、再開等、震災対応だけではなく、大学の業務としても緊急に取り組む必要がある。そのため、大規模災害が発生した場合の全学的な危機管理体制を構築し、連絡体制・マニュアルなどの整備を行っておく必要がある。

〔震災時における学内関係部署〕

（千葉キャンパスの場合）

- 学生の安否確認 学生サポートセンター（全職員）
- 施設備品 総務課
- ボランティアスタッフ管理運営 地域ボランティアセンター
- 自治体との連絡・連携、他地域との連携 総務課、地域連携センター
- 避難物資等の情報提供 広報課（特設サイトを構成）
- 授業再開に向けて 総務課（施設）、学生サポートセンター（授業）
- 入試業務、オープンキャンパス業務 アドミッションセンター
- インターンシップ、実習先の状況確認 キャリア支援センター、実習センター

以上

淑徳大学地域連携センター年報

第 1 号

発 行 平成29年 3 月31日
編集責任者 矢尾板俊平
発 行 者 淑徳大学地域連携センター
〒260-8701 千葉市中央区大巖寺町200
電話043-265-7911
印 刷 (株) 正文社
〒260-0001 千葉市中央区都町 1-10-6
電話043-233-2235

ISSN 2434-0278

